○北海道開発局告示第八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月二十七日

北海道開発局長　高松　泰

一　登録番号

北海道開発局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社札幌工業検査

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	井澤　暢文、北村　公康、入松田米子

(2)　変更年月日

平成二十三年一月十一日

○北海道開発局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十七日

北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道山越郡長万部町字豊津五三番三から同町字豊津二一六番八まで	前	二二・〇〇～三九・七七	二〇・二四四 メートル
	後	二二・〇〇～三九・七七	二〇・二四四 キロメートル
北海道山越郡長万部町字豊津一五二番六から同町字豊津一五二番一まで	前	二二・〇〇～三六・五八	〇・〇〇六
	後	二八・二九～三六・五八	〇・〇〇六
北海道山越郡長万部町字豊津一六一番二九から同町字豊津一五七番二まで	前	二七・〇三～四一・三二	〇・〇三九
	後	三三・二五～四一・四三	〇・〇三九
北海道山越郡長万部町字豊津一五五番三から同町字豊津一五八番まで	前	二二・〇〇～三六・六九	〇・〇〇七
	後	二八・二九～三六・六九	〇・〇〇七
北海道山越郡長万部町字豊津六一番一から同町字豊野二一二番三まで	前	二二・〇〇～三六・七八	〇・〇一四
	後	二六・三一～三六・七八	〇・〇一四
北海道山越郡長万部町字豊野一九〇番二から同町字豊野一八八番四まで	前	二二・〇二～三七・七四	〇・〇〇八
	後	三三・七八～三七・七四	〇・〇〇八
北海道山越郡長万部町字豊野八番一から同町字豊野五一番一地先まで	前	九・〇〇～二六・〇〇	一・三二四
	後	一一・七〇～三五・七八	一・三二四

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北見市留辺蘂町泉四七九番から同市留辺蘂町泉二七三番三まで	前	三一・四八～三六・五三	〇・二七三 メートル
	後	三一・四八～三五・〇三	〇・二七三 キロメートル
北見市留辺蘂町泉二七三番一から同市西相内二五四番八まで	前	三四・三八～三六・三七	〇・〇九五
	後	三四・三一～三四・五九	〇・〇九五

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
留萌市沖見町一丁目五九番から同市沖見町一丁目一番一まで	前	四六・〇〇～七一・〇〇	メートル
	後	三六・〇〇～七一・〇〇	〇・〇七三 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十七日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道亀田郡七飯町字西大沼一一番一から同町字西大沼一〇番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道亀田郡七飯町字西大沼国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署二一四〇林班ら小班地内	〃
〃	北海道亀田郡七飯町字西大沼国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署二一四〇林班り小班から同町字西大沼国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署二一四〇林班ち小班まで	〃
十二号	旭川市台場二条六丁目三二一番四一から同市台場二条六丁目三二一番四七まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
〃	旭川市旭岡五丁目一番三八から同市旭岡五丁目一番九まで	〃
三十九号	北見市留辺蘂町泉二九三番三から同市西相内一八五番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
四十号	北海道上川郡比布町新町四丁目八七八番から同町新町五丁目四八〇番九まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
二百三十一号及び四百五十一号	留萌市沖見町一丁目七六番から同市沖見町二丁目二一一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百三十七号	北海道上川郡美瑛町字ウバクベツ七八一番一三から同町字ウバクベツ七八一番八まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
二百七十二号	北海道川上郡標茶町字塘路二七九番一から同町字塘路二八一番二まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
二百七十四号	札幌市白石区北郷九条三丁目二四三五番五四から同市白石区北郷七条七丁目一番一三まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	札幌市白石区北郷五条八丁目一番一から同市白石区北郷五条八丁目一〇二四番三まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年一月二十七日